

令和5年度県内芸術家ロビーコンサート実施要綱

1 趣旨

県民に身近な場所で芸術文化の鑑賞に親しむ機会と新進・若手アーティストの発表の場の拡大を図る。

2 事業名

この事業の名称は、「県内芸術家ロビーコンサート」とする。

3 主催者

公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）及び兵庫県内においてロビーコンサートの開催を希望する芸術文化施設等（以下「地元主催者」という。）とする。

4 事業内容

(1) 鑑賞者

一般県民を対象とする。

(2) 開催時期

令和5年6月～令和6年3月

(3) 会場

市民会館、町民会館、文化ホール等の芸術文化施設その他演奏が可能な施設とする。

(4) 種目

室内楽、声楽、器楽、邦楽等の音楽全般

(5) 出演者

兵庫県在住、又は兵庫県を活動拠点とする、ひょうごアーティストサロンの登録アーティストの中から、地元主催者が希望する内容により、ひょうごアーティストサロンが選定する。

また、地元主催者は、ひょうごアーティストサロンに対し、出演を希望するアーティストを要望することができる。

(6) 公演の内容

① 入場無料のコンサートとする。

② 演奏時間は30分程度とする。

③ 公演回数は1施設1日1回を限度とする。

(7) 募集件数

20件程度

5 出演料

協会は、出演者に対して、出演料として公演1回あたり3万円（源泉所得税額及び消費税額等を含む。以下同じ。）を支払う。

6 業務の役割分担

公演にかかる業務の役割分担は、別表のとおりとする。

7 経費負担

- (1) 協会は、出演料の支払いに関する経費を負担する。
- (2) 地元主催者は、(1)以外の実施にかかるすべての経費を負担する。

8 実施手続

- (1) 本事業の実施を希望する地元主催者は、別に定める期日までに「県内芸術家ロビーコンサート相談受付票」(別紙)により、ひょうごアーティストサロンと出演者を調整したうえで、別紙「令和5年度県内芸術家ロビーコンサート実施申請書」(様式1)を協会に提出する。
- (2) 協会は前項により提出された書類を審査し、実施の可否を決定し、「令和5年度県内芸術家ロビーコンサート実施決定通知書」(様式2)により地元主催者に通知する。
- (3) 地元主催者は「令和5年度県内芸術家ロビーコンサート実施誓約書」(様式3)を協会に提出する。
- (4) 協会は前項について提出された書類を確認したうえで、出演者に通知するとともに、別紙「令和5年度県内芸術家ロビーコンサート出演契約書」(様式4)を出演者と締結する。
- (5) 地元主催者は、公演終了後2週間以内に別紙「県内芸術家ロビーコンサート実施報告書」(様式5)を協会に提出する。
- (6) 出演者は、公演終了後すみやかに協会に請求書(様式6)を提出する。
- (7) 協会は、8(5)により提出された書類により公演の実施を確認した後、前項の請求書に基づき、出演料をすみやかに出演者に支払う。

9 その他

この要綱に定めのない事項については、地元主催者、出演者及び協会の協議により決定する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

【別表】

業務の役割分担及び経費負担確認書

◎＝主担当 ○＝協力

	業務内容	地元 主催者	出演者	協会	備考
1	出演者・グループの選定			◎	
2	実施申請書の提出	◎			
3	誓約書の提出	◎			
4	出演契約の締結		◎	◎	
5	出演者控室等の確保	◎			
6	ピアノ調律（必要な場合）	◎			
7	会場設営・場内整理	◎			
8	受付業務	◎			
9	会場での感染症防止対策	◎			
10	当日の進行	◎	○		アナウンスまたは当日配付する印刷物で本事業の趣旨、出演者、内容（曲目等）について紹介
11	演奏の披露		◎		出演に要する楽器（ピアノ等移動がなじまないものを除く）、物品の持参を含む。
12	音楽著作権使用料	◎			発生時のみ対応
13	実施報告書の提出	◎			写真、印刷物等
14	請求書の提出		◎		
15	出演料の支払い			◎	